

高齢者虐待防止のための指針（社会福祉法人貴洋会）

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定します。

2 高齢者虐待防止委員会

（1）設置及び役割

高齢者虐待防止に関する以下の措置を適切に実施することを目的に、高齢者虐待防止委員会を設置します。

ア 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

イ 虐待に対する基本理念、行動規範等の職員への周知に関すること

ウ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること

エ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること

オ 虐待が発生した場合の対応に関すること

カ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

（2）委員会の構成メンバー

当指針に定める高齢者虐待防止に関する措置を適切に実施する担当者は、高齢者虐待防止マニュアルに定める虐待防止責任者（施設長・管理者）とし、この委員会の運営責任者とします。また、委員会は春潮苑身体拘束廃止委員会及び在宅運営委員会のメンバーで構成します。

3 高齢者虐待防止のための職員研修

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修を、年2回以上定期的を実施します。また、新規採用時に新任職員に対し研修を実施します。

実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者を記録し保管します。

4 高齢者虐待を発見したときの報告・通報

（1）職員は、高齢者虐待を発見したときは速やかに上司及び施設長(管理者)に報告しなければなりません。

（2）施設長(管理者)は、（1）の相談や報告があったときは、速やかにその状況を確認

し、高齢者虐待と認められる場合は、理事長に報告するとともに鳴門市又は当該高齢者の住所地の市町村に通報します。

(3) 職員は、高齢者虐待を発見した場合、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず、鳴門市又は当該高齢者の住所地の市町村に通報しなければなりません。

(4) 職員は、(3)の通報を行ったことを理由として、その通報が不正の目的で行われたものである場合を除き、解雇その他不利益な取り扱いを受けません。

5 虐待等が発生した場合の対応

虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。また、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6 成年後見制度等の利用支援

入居者又はその家族に対して、成年後見制度その他の権利擁護制度の利用が円滑に行われるよう、行政機関等と連携し支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

苦情受付担当者及び苦情解決担当者が受け付けた虐待等の苦情相談については、受け付けた内容を虐待防止責任者に報告します。苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。

8 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。